

家事審判・調停事件予納郵券一覧

さいたま家庭裁判所 R3.10.1

	定型書式	事件名	収入印紙		予納郵券
			申立手数料	後見登記用	
別表第一審判 (後見等)	○	後見開始	800円	2600円	4270円 500円×6枚・84円×10枚・50円×5枚・ 10円×10枚・5円×10枚・2円×10枚・ 1円×10枚
	○	保佐・補助開始 (同意権・代理権付与の申立てごとに申立手数料800円が必要)		5140円	500円×6枚・84円×20枚・50円×5枚・ 10円×10枚・5円×14枚・2円×15枚・ 1円×10枚
		後見人等辞任・選任 (申立人が同一の場合) 後見人等辞任 (権限分掌取消しを伴う場合)		1400円	4250円 500円×6枚・84円×10枚・50円×5枚・ 10円×10枚・5円×8枚・2円×10枚
		後見開始等の審判の取消		—	
	○	任意後見監督人選任		1400円	
		同意権付与・代理権付与 (単独申立ての場合)		3090円	
		後見人等辞任のみ		—	500円×4枚・84円×10枚・50円×2枚・ 10円×10枚・5円×6枚・2円×10枚
		後見人等選任 後見監督人等選任		—	
		後見人等解任		—	
	○	後見人選任(未成年者)		—	
	○	特別代理人選任 (被後見人)		—	524円 84円×6枚・10円×2枚
		臨時保佐人選任 臨時補助人選任		—	
	○	回送嘱託		1257円	84円×2枚、1089円分×1組 ※後見人が1人増えるごとに1089円分の 切手を加算※嘱託先が1つ増えるごとに84 円切手を加算
	○	報酬付与(後見人等)		—	84円 84円×1枚
	○	死後の火葬埋葬その他相続財産 保存に必要な行為		—	
	○	居住用不動産の処分		94円	84円×1枚・10円×1枚
別表第一審判 (後見等以外)	○	特別代理人選任 (未成年)	800円	—	752円 84円×8枚・10円×8枚 (未成年者が1人増す毎に84円×6枚・10 円×6枚をプラス)
	○	不在者財産管理人選任		—	3460円 500円×3枚・100円×1枚・84円×20 枚・10円×15枚・2円×10枚・1円×10枚
		不在者財産管理人の権限外行為 の許可		—	440円 84円×5枚・10円×1枚・2円×5枚
		報酬付与(不在者財産管理人)		—	94円 84円×1枚・10円×1枚
	○	失踪宣告		—	3700円 500円×2枚・84円×30枚・10円×15 枚・2円×10枚・1円×10枚
		失踪宣告取消		—	3028円 500円×2枚・84円×22枚・10円×15 枚・2円×10枚・1円×10枚
	○	子の氏変更		—	84円 84円×1枚
	○	養子縁組		—	940円 84円×10枚・10円×10枚
	○	死後離縁の許可		—	1425円 500円×2枚・84円×5枚・1円×5枚
	○	特別養子適格の確認	児相800円 その他不要	—	5163円 500円×8枚・84円×12枚・10円×10 枚・5円×8枚・2円×5枚・1円×5枚
	○	特別養子縁組成立	800円	—	2911円 500円×4枚・84円×9枚・10円×10枚・ 5円×8枚・2円×5枚・1円×5枚
	○	推定相続人の廃除		—	4345円 500円×6枚・100円×2・84円×10枚・5 0円×2枚・20円×5・10円×5枚・5円× 5・2円×10枚・1円×10枚
	○	相続の承認・放棄の期間伸長		—	470円× 申立人数 (84円×5枚・10円×5枚)×申立人数
		限定承認の申述		—	470円× 申述人数 (84円×5枚・10円×5枚)×申述人数

	定型書式	事件名	収入印紙		予納郵券	
			申立手数料	後見登記用		
	○	相続放棄の申述	800円	—	470円×申述人数 (84円×5枚・10円×5枚)×申述人数	
	○	相続財産管理人選任 (相続人不存在)		—	1470円 100円×5枚・84円×10枚・10円×10枚・2円×10枚・1円×10枚	
		相続財産管理人の権限外行為許可		—	94円 84円×1枚・10円×1枚	
		相続人検索の公告		—	346円 84円×4枚・2円×5枚	
		報酬付与(相続財産管理人)		—	94円 84円×1枚・10円×1枚	
	○	特別縁故者に対する相続財産分与		—	3860円 500円×4枚・84円×20枚・10円×15枚・2円×10枚・1円×10枚	
		遺言の確認		—	1992円 500円×2枚・84円×10枚・50円×1枚・10円×8枚・2円×6枚・1円×10枚	
	○	遺言書検認		—	84円×人数×3 84円×呼び出す人数×3枚	
	○	遺言執行者の選任		—	470円 84円×5枚・10円×5枚	
		遺留分放棄		—	470円 84円×5枚・10円×5枚	
	○	氏の変更		—	1425円×申立人数(親権者ではない) (500円×2枚・84円×5枚・1円×5枚)×申立人数	
	○	名の変更		—	470円 84円×5枚・10円×5枚	
		就籍許可		—	2440円 500円×2枚・84円×15枚・50円×1枚・10円×10枚・2円×10枚・1円×10枚	
		戸籍訂正		—	1572円 500円×2枚・84円×5枚・50円×1枚・10円×8枚・2円×6枚・1円×10枚	
		性別の取扱いの変更		—	2629円 500円×4枚・84円×6枚・50円×1枚・10円×5枚・2円×10枚・1円×5枚	
		親権停止・親権喪失・管理権喪失 児童福祉法		—	900円+1099円×当事者数 (84円×5枚・50円×5枚・20円×5枚・10円×10枚・2円×10枚・1円×10枚)+(500円×2枚・84円×1枚・5円×3枚)×当事者数	
	○	保護者選任		—	470円 84円×5枚・10円×5枚	
別表第二審判	○	遺産分割	1200円	—	2980円+1099円×当事者数 (100円×10枚・84円×20枚・10円×30枚)+(500円×2枚・84円×1枚・5円×3枚)×当事者数	
	○	離婚時年金分割		—	3955円 500円×6枚・84円×10枚・10円×10枚・5円×3枚	
		上記以外の別表第二審判事件		—	854円+1099円×当事者数 (100円×2枚・84円×6枚・10円×15枚)+(500円×2枚・84円×1枚・5円×3枚)×当事者数	
調停	○	遺産分割	1200円	—	2980円 100円×10枚・84円×20枚・10円×30枚	
		上記以外の調停事件		—	1240円 100円×2枚・84円×10枚・10円×20枚	
審判前の保全処分		債権仮差押え	1000円	—	(被差押債権及び第三債務者数により調整) 94円×1組(債権者), 1145円×第三債務者数, 1099円×1組(債務者), 速達料260円×第三債務者数, 陳述催告申立ある場合は事情届返送用519円×1組×第三債務者数, 84円×1枚×第三債務者数	
		上記以外の審判前の保全処分		—	854円+1099円×当事者数 (100円×2枚・84円×6枚・10円×15枚)+(500円×2枚・84円×1枚・5円×3枚)×当事者数 ※ 不動産の処分禁止仮処分は, 登記嘱託用の郵券も必要となる。	

※1 申立時の予納郵券額です。海外に当事者が居住する場合や進行によっては追納していただく場合があります。

※2 収入印紙は、「申し立てる審判事項の数に応じた金額分」が必要になります。

(例) 後見人辞任(収入印紙800円)+後見人選任(収入印紙800円)=合計1600円分の収入印紙が必要になります。

※3 成年後見申立てセットは、さいたま家庭裁判所ウェブページに掲載があります。